

確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

Q : 確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられたそうですが、詳細を教えてください。

A : 次のとおりです。

【解説】

確定拠出年金は、厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金、国民年金基金と並ぶ年金基金の一つで、企業や個人が任意に公的年金に上乘せすることができる制度です。毎月の掛金の拠出額が一定であるため、このような名前が付いています。

確定拠出年金には企業型と個人型があり、企業型の拠出者は企業、個人型の拠出者は加入する個人です。企業型では、企業が加入者のために拠出する掛金が加入者にとっては非課税で企業にとっては法人税法上損金算入できる、個人型では、加入者自らが負担した掛金を加入者の所得から控除できる、給付される年金はいずれの場合も公的年金等として取り扱われる、等数々の税制上の特典が用意されていますが、毎月の拠出額には制限が設けられており、これを拠出限度額といいます。

この確定拠出年金の拠出限度額が平成16年10月1日から引き上げられることとなり、年金運用資産の効果が高まると期待されています。具体的には、他の企業年金がない場合の企業型の掛金が従来の月額3.6万円から4.6万円に、他の企業年金がある場合の企業型の掛金が従来の月額1.8万円から2.3万円に、企業年金制度がない企業の従業員が加入する個人型の掛金が従来の月額1.5万円から1.8万円に引き上げられる予定です。

